

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県山県郡北広島町

## 2 構造改革特別区域の名称

北広島やまなみ 果実酒・どぶろく特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

広島県山県郡北広島町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢

広島県の北西部のほぼ中央部に位置し、北及び西は中国山地の山々が連なっている。北及び西は島根県、東は安芸高田市、南は広島市や安芸太田町に接し、面積は645.86 km<sup>2</sup>であり、山県郡全体の2/3を占め、広島市（741.75km<sup>2</sup>）に近い規模となる。

当町と島根県との県境付近は中国山地の稜線にあたり、西から高岳、大佐山、冠山、天狗石山、三ツ石山、阿佐山、豊山と1,000m級の山々が連なる。

こうした山々を有する地域の北西側の芸北地域では、県境付近以外にも、臥竜山、掛頭山、毛無山など1,000m級の山があり、集落や農地は標高600m～700mが中心で、800m台には牧場も位置し、高原状の地形もみられる。

また、地域の北東側大朝地域は、芸北地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに標高400m前後の平地部が広がり、寒曳山などの山々やそれから延びる丘陵地などで構成している。

これらの地域の南には千代田地域、豊平地域が広がる。このうち千代田地域は、江の川沿いにまとまった平地が盆地状に開け、なだらかな丘陵地も存在する。豊平地域は、山々に抱かれながら集落が点在し、丘陵地、河川沿いの山間地、棚田集落など、多様な地形となっている。古くから良質米の産地として、また、山林資源を活用した木炭や木材、椎茸の生産など、自然と共生した産業により生活が営まれてきた。

### (2) 気候

本町は中国山地に位置するため瀬戸内海沿岸部と比べると降水量が多く、特に冬期にその傾向が強く、中国山地内陸型の特色を表している。また、地域のうち芸北地域では冬期の積雪量が多く、スキー場が多数立地し、大朝地域もそれに準じた気候条件であり、夏期は比較的冷涼な気候となっている。昭和54年から平成12年までの年平均気温は11.5℃で、年平均降水量は1,804mm、平成2年～平成12年の最大積雪深が2月の41cmとなっている。全国的に見れば多雨地域になり、積雪は平野部に比べて多いものの、近年は地球温暖化の影響等により比較的少なくなっている。

### (3) 沿革

本町の変遷をみると、明治22年のいわゆる明治の大合併で14村となり、昭和29年か

ら31年にかけていわゆる昭和の大合併で4つの町（芸北町、大朝町、千代田町、豊平町）が誕生し、そして平成の大合併で平成17年2月1日にその4町が合併し、北広島町が誕生した。

#### （4）人口等の動向

##### ① 人口・世帯数とその推移

本町の人口・世帯数は平成12年21,929人、7,844世帯、平成17年2月合併時には20,858人、7,858世帯となっており、世帯数は微増しているが、人口においては減少しつつある。

##### ② 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口は、平成12年の年少人口（0～14歳）比率は13.5%、生産年齢（15歳～64歳）人口比率は54.6%、高齢人口（65歳以上）比率は31.8%となっており、これを広島県、全国の平均と比較すると、年少人口比率は1.1～1.4ポイント、生産年齢人口比率は12.0～13.3ポイント低く、高齢人口比率は13.3ポイント以上上回っている。年少人口比率、生産年齢人口比率は減少傾向、高齢人口比率は増加傾向にあり、少子化・高齢化は顕著である。人口の減少と少子化・高齢化が進む中で、集落やコミュニティ機能の弱体化など、地域の活性化を支える基盤への影響が懸念されている。

##### ③ 社会的条件

本町における主要な道路網としては、中国縦貫自動車道と、中国横断自動車道広島浜田道、一般道186号、191号、261号、433号などが通り、インターチェンジが2箇所設置されるなど、山陰山陽の中間地点における交通の要衝となっている。

さらに、広島都市圏に接していることや交通条件、そして地域資源の活用などによって、観光レクリエーションエリアとして、都市部との交流が多い地域である。特に、スキー場が集積する日本最南端の地域であり、中・四国、九州方面からの入込み観光客で賑わっている。

##### ④ 経済的条件

本町の平成11年度の総生産額は970億円となっており、広島県の構成比と比較すると、第1次産業、第2次産業の割合が高くなっている。平成4年度と生産額を比較すると、第1次産業は減少し、一方で第2次産業、第3次産業は増加している。特に第3次産業の増加が相対的に多く、構成比では、第1次産業、第2次産業は減少、第3次産業で増加している。

農林業については、平成12年の農家数は3,753戸、林家数は3,643戸となっており、ともに減少傾向にあり、また、農業粗生産額（平成13年は農業産出額）では、平成13年は約66億円と、近年微減傾向にある。

#### （5）規則の特別措置を講じる必要性

本町では、生産量や就業者数は減少しつつあるものの、第1次産業（農業）が主要産業のひとつであり、高齢化や農林業からの若年層の流出による衰退と過疎は深刻な問題になっている。

また、豊かな自然に囲まれた本町は、様々な自然形態に富み、都市部から1時間という立地条件であることから、新たなる観光産業の創造、既存観光地等の活性化を図ることは本町にとって非常に大きな課題である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、江の川の源流に位置し、豊かな緑と水、多様な地形・生態系を有する自然が息づき、特色ある歴史や生活文化がはぐくまれている。新町建設計画における本町の将来像は「源流域の自然と田園文化が息づく『やまなみ中央タウン』」であり、まちづくり（豊かさづくり）の展開方向を示す基本方針として、「魅力、つながり、やさしさ、元気」の4つのキーワードを設定し、まちづくり全体を包含する目標を掲げ、その具体化に向けて取り組んでいる。

また、本町は、古くから米作りの盛んな地域であり、昼夜の寒暖の差が大きいいため良質な米がとれる産地でもある。造酒屋が町内に4箇所あり、古くから「良質な水＝米＝酒」の酒文化が根付いている地域である。また、涼冷な気候を生かした果実生産も盛んで、ユズ・リンゴ・ブルーベリー・ヤマブドウ・ブドウの生産が行われている。本件規制の特例措置を活用することにより、これら果実の生産意欲が高まり、積極的な遊休農地の解消が期待され、農業振興の活性化を図ることができる。

さらに、果実酒を町内6ヶ所の温泉や、産直市などで販売することにより、交流人口の拡大や、地域農産物の利用拡大が期待できる。また、地域の農産物と合せた濁酒、果実酒メニューの提供や、新たな特産品の開発などを行い、温泉やスキー場の密集する地域での農家民宿や宿泊施設等で、濁酒や果実酒を囲み地域料理などの「もてなし」を提供し、リラクゼーションの場としての滞在型観光の充実を図る。

他にも、積雪地帯の特性を活かした、「スノーフェスティバル」、江の川源流域の特色を活かした「ホタル祭り」や「そうめん流し」、そばを利用した「そば打ち大会」「そばまつり」、国の無形文化財に指定されている「花田植え」、伝統芸能である「神楽」、果実酒を主体としたイベントなど、伝統文化と地域イベントのタイアップにより都市部との交流を図る。

また、都市部と隣接している利点を活かし、グリーンツーリズム、休耕田を利用した既存市民農園（貸し農園）有効活用、果実園のオーナー制度、環境・農業の推進など、地域を活かした体験型農業を展開し、地域振興につなげる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

地域の特性を活用した様々なイベントにより、都市部から人を呼び込むとともに、少しでも長く町内にとどまって頂けるよう特例措置を活用した濁酒及び果実酒の製造事業により滞在型観光の充実を図る。このような取り組みを通じて、都市部との交流を拡大することで、あらたな観光産業が芽生えることも期待できる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 入り込み観光客数等の増加

濁酒及び果実酒の製造事業や様々なイベントとのタイアップにより、入り込み観光客の増加を図る。

項目	H19年(実績)	H 2 1 年	H 2 6 年	H 3 1 年
入り込み観光客数	2, 252, 000	2, 323, 000	2, 628, 000	3, 066, 000人
町内宿泊者数	247, 000	254, 000	286, 000	332, 000人

(2) 市民貸付農園

体験型農業施設として、既存市民貸付農園の有効活用に取り組む。

項目	H19年(実績)	H 2 1 年	H 2 6 年	H 3 1 年
入り込み観光客数	2, 820	2, 900	3, 500	4, 000人
町内宿泊者数	260	320	390	450人

(3) 特定酒類生産量・事業者数

滞在型観光の充実のため、特定酒類事業参入者等への支援を行う。

項 目	H19年(実績)	H 2 1 年	H 2 6 年	H 3 1 年
特定酒類(濁酒) 生産量	130リットル	300リットル	3キロリットル	6キロリットル
製造者数	2者	2者	3者	5者
特定酒類(果実酒) 生産量	-	100リットル	200キロリットル	400キロリットル
製造者数	-	1者	1者	2者

(4) 果実酒生産量・事業者数

地域農産物の利用拡大のため、果実酒事業参入者等への支援を行う。

項目	H 2 1 年	H 2 6 年	H 3 1 年
果実酒生産量	2キロリットル	3キロリットル	5キロリットル
製造者数	1者	1者	2者

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

特区内で開催されるイベントはもとより、地域の伝統芸能である神楽や秋祭りに

合わせて、訪れた方々と交流を図りながら濁酒でもてなすことにより、北広島町フアンの獲得と交流人口の拡大に努める。

① 大朝寒曳スノーフェスティバル

大朝地区にあるスキーパーク寒曳において行われる滑降大会。県内でも伝統のある大会。町内外から大会に出場する選手も多く、選手及び関係者の来町は多い。

② いわどホテル祭り

岩戸遊友会が中心となり、ホテルの住みやすい環境づくりから始め、ホテルを愛でる会として地元手作りの祭りとして始まり、今では地元の食材を使った田舎料理が味わえ、伝統芸能の神楽の上演やホテルウォークラリーなどを開催し、夏の風物詩としての賑わいを見せており、農村部と都市部の交流促進が図られている。

③ そば打ち大会・そばまつり

そばの町として推進する豊平地区の道の駅どんぐり村が中心となり、腕に覚えのある人が、そば打ち名人高橋邦弘さん指導、審査のもと、30分間で「のし」から「切り」までの工程をこなし、段位が認定される。毎年多くの人に参加している。

また、そばまつり実行委員会主催で、新そばを石臼で挽き、打ちたて、茹でたての2：8そばを堪能できる、「そばまつりとよひら」を開催。多種多様の特産品の販売、伝統芸能の神楽上演など、町内外から多くの観光客が訪れている。

④ 鳴滝そうめん流し

大朝地区鳴滝遊ぼう会が中心となり、毎年8月15日に開催されるこのイベントには、お盆の帰省で大朝に帰って来られている方も含めて、たくさんの人で賑わう。訪れた方々は夏の暑さを忘れ、青竹から流れてくるそうめんを舌鼓を打ち、「涼」を楽しむ。その他、会場ではヤマメのつかみ取りや、ステージでは神楽の上演が行われる。

⑤ 花田植え

国指定重要無形民俗文化財として「壬生の花田植」「安芸のはやし田」が指定されている。

中国山地の村々で古くから行われてきた囃子を伴う共同の田植行事で、はやし田とも言う。まず、田の神サンバイを迎えて、美しく飾った十数頭の花牛によって、鶴の巣ごもりや八重だすきなどの代掻(しろか)きの秘技が展開される。サンバイはささら竹を打ち鳴らしながら音頭をとり、大太鼓、小太鼓、手打鉦(てうちがね)、笛などではやしたて、早乙女は高らかに田植歌を歌い苗をさすという、稲作儀式の古典的なものである。

この祭りには毎年町内外から多くの観光客が訪れている。

⑥ なるたきワインフェスタ(仮称)

交雑新品種・赤ワイン用ぶどう“ヤマ・ソービニオン”を平成17年から栽培しており、3年目となる本年は本格的な収穫期となる。遊休農用地を活用し、現在20アールを新たに作付け中であり、30アールへ圃場を増やしていく予定である。

その年の初ワイン出しは、ワインフェスタとして町内外からの集客が望める。

(2) 事業主体支援の推進

特定事業推進のため、町及び商工会や各農事組合法人、北広島町特産品開発推進協議会などの関係各機関と連携して①安定した経営②イベントへの参加③情報発信④酒と食(郷土料理)の研究④全国の濁酒特区推進自治体とのネットワーク等の仕組みを体系的に構築して、事業推進のための体制づくりを進める。

また、広島県、農業委員会、地元自治会、NPO等とも連携して、総合的に事業主体の支援を推進する。

このほか、事業主体間の情報交換や交流等を目的に特定事業研究会を発足させ、新規開業に向けた勉強会や経営管理、集客方法、接客対応、田舎体験やおもてなしのメニュー作りなどの勉強会を開催し、農家民宿及び農家レストラン経営の開業・運営ノウハウを構築して共有を図る。

(3) 市民農園の有効活用

本町は5箇所市民農園があるが、利用率の向上を図るための交流事業を行っている。JAどころ交流事業、鳴滝露天温泉秋の芋掘りツアーなど、いずれも都市住民との交流事業である。体験型及び滞在型の事業展開を推進し、市民農園を利用することにより、何度も本町に訪れてもらい、「北広島ファン」となってもらおう。

(4) 資源循環型農業の推進と地産地消

地球環境を保全しつつ生産性の高い安全性の高い農産物を供給するため、堆肥等の施肥技術・化学肥料低減技術・化学農薬低減技術の導入を図り、環境にやさしい農業生産方式を推進する。

堆肥の効率的な利用を促進するために、耕種農家と畜産農家との連携を図り、畜産ふん由来の堆肥を耕種農家へ流通させるシステムの構築や他の有機性資源を組み合わせたリサイクル施設の整備を行うとともに、稲作農家や園芸農家への利用を啓発し、地域資源循環型の農業生産方式を確立する。

資源循環型農業の促進と農村環境の保全に資するため、大朝地区で取り組んでいる菜の花を利用したBDF(バイオ・ディーゼル燃料)への再生など、バイオマスを有効活用した資源循環への取組みを積極的に支援し、新たな有機性資源の利活用を検討し、「食の安全」を資源循環型農業のひとつの柱として、地元活性化を図る地産地消への支援育成を図り、販売の促進、所得向上等経済効果の向上を図る。

**(5) 酒類製造免許取得支援**

特定酒類及び特産酒類の製造免許を取得するために必要な技術研修、免許取得、施設整備に要する経費等について支援する。(北広島町特産品開発推進協議会)

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、民宿、料理飲食店など)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

広島県山県郡北広島町の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るため特定酒類を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストランを営む農業者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類を製造する場合において、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

農家等の事業者が観光客をもてなすうえで、特定酒類を提供することが可能になることにより、地域特性を活かした交流に大きな魅力を加えることとなり、交流人口の拡大と農家所得の向上が期待され、特定酒類製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができ、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特区の適用が不可欠である。

なお、特定酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、定期的に町では無免許製造の防止等、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう広報等にて指導、監督を行っていく。

(別紙)

## 1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物(ヤマブドウ、ブドウ、ブルーベリー、リンゴ、ユズ)を原料とした果実酒(特産酒類)を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

広島県山県郡北広島町の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒(特産酒類)の提供・販売を通じて地域の活性化を図る為に特産酒類を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が指定する地域の特産物である「ヤマブドウ」、「ブドウ」、「ブルーベリー」、「リンゴ」、「ユズ」を原料とした果実酒(特産酒類)を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

特産酒類をイベントや酒販売の可能な産直市で販売することにより、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大に資することができる。また、特産酒類を製造することにより、遊休農地の有効活用による農地の保全、減農薬果実生産への取組み等、農村地域に根ざした自発的な取組による地域の活性化を図ることができる。これらのことから、本町には当該特区の適用が不可欠である。

なお、特産酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、定期的に町では無免許製造の防止等、製造者が酒税法上の規定に違反しないよう広報等にて指導、監督を行っていく。